

●環境啓発機能(プラザ機能)

本施設は、市民の皆様へ本施設や(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の仕組みと環境配慮、安全・安心な施設の操業へ向けた様々な施策等について紹介し理解いただくことと、ごみ処理、環境問題に関する普及啓発を行うため、環境啓発機能(プラザ機能)を備えることとします。

(表 ごみ処理、環境問題に関する普及啓発)

機能	対応施設	内容
展示	見学者説明室 見学者ルート	3市及び衛生組合のごみ処理事業の紹介やごみ発生量、資源化量、環境データ等を掲示し、3市の3Rの取り組みパンフレット等をご紹介します。小学生や外国人、視覚障害者にも配慮します。
体験	工作室・工房	再生可能な家具、什器、自転車、家電製品等を市民が持ち寄り、修理等が行える作業場を確保するとともに、リユースステーション機能等を検討します。
学習	自由スペース 見学者ルート	リサイクル技術の学習、地域の環境活動の場の提供、各種イベント等の開催を検討します。 環境学習ゲームなど、一層の理解を深める工夫を検討します。

●財政計画

本施設の建設工事に係る概算全体事業費は、プラントメーカーへのヒアリング等を基に、293億円(10%消費税込)と想定しました。概算全体事業費は目安であり、今後、事業方式及び契約時の状況等を勘案し、改めて事業費の精査を行うこととします。なお、工事期間中に他団体へ処理を依頼するごみ処理支援に係る費用及び運営・維持管理に係る費用については、事業を進める中で確認することとします。

(表 概算全体事業費)

工 種	工事金額
ごみ焼却施設建設工事	258億円
解体工事(3号ごみ焼却施設、4・5号ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設)	35億円
合 計	293億円

概算全体事業費のうち約3割を交付金、約6割を地方債、約1割を一般財源等でまかなう計画です。

●全体スケジュール

本施設整備に関する全体スケジュールは、以下のとおりです。

項目	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
ごみ焼却施設稼働	3号ごみ焼却施設												
	4・5号ごみ焼却施設												
基本計画等	施設整備基本計画												
	環境影響評価												
	事後評価												
解体・建設工事	粗大ごみ処理施設その他の解体工事												
	3号ごみ焼却施設解体工事												
	4・5号ごみ焼却施設解体工事												
	新施設建設工事												
	新施設稼働												

本計画(案)へのパブリックコメント(意見募集)の実施及び説明会の開催

衛生組合では、本計画(案)をまとめたことから、皆様のご意見を計画に反映させるため、パブリックコメント(意見公募)を実施するとともに、説明会を開催します。

1 パブリックコメント(意見募集)について

- 募集期間：平成29年11月13日(月)から平成29年12月11日(月)まで(当日消印有効)
- 本計画(案)公表場所：小平・村山・大和衛生組合、小平市環境部資源循環課、東大和市環境部ごみ対策課、武蔵村山市協働推進部ごみ対策課の窓口
衛生組合及び3市のホームページ
- 意見書の提出先：小平・村山・大和衛生組合 計画課 〒187-0033 小平市中島町2番1号
FAX: 042-343-5374 電子メール: info@kmy-eiseikumiai.jp
※送付、ファックス、電子メールまたは持参のいずれかの方法で提出してください。電話による受付は行いません。電子メールの場合は、必ず件名の文頭に「(意見書)」とご記入をお願いします。
※意見書の様式は、上記の「本計画(案)公表場所」で配布します。任意様式でも提出は可能ですが、その場合は、基本項目(氏名、住所)のご記入をお願いします。
※持参の場合は、衛生組合へ直接お持ちください(土曜・日曜・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)。
※個人または団体等に対する誹謗中傷等の内容は受付いたしかねます。
※いただいたご意見は、組合ホームページ等で公表します。
※いただいたご意見について、直接の回答はできませんのでご了承ください。

2 説明会開催日時及び場所

以下のとおり、説明会を開催します。いずれの説明会も内容は同じですが、11月13日(月)の説明会では、衛生組合の正副管理者(3市の市長)が同席します。申し込みは不要です。当日直接会場にお越しください。

日 時	場 所
11月13日(月)午後7時から	小平・村山・大和衛生組合 大会議室
11月16日(木)午後2時から	武蔵村山市役所 中部地区会館403集会室
11月17日(金)午後7時から	小平・村山・大和衛生組合 大会議室
11月18日(土)午前10時から	東大和市役所 会議棟第6会議室
11月19日(日)午前10時から	小平市 中央公民館学習室4
11月19日(日)午後2時から	小平・村山・大和衛生組合 大会議室

発行 小平・村山・大和衛生組合

(小平・村山・大和衛生組合は、小平市、東大和市、武蔵村山市の3市の市民生活から排出されるごみを処理する清掃工場を管理運営する一部事務組合(特別地方公共団体)です。

〒187-0033 東京都小平市中島町2番1号 TEL 042-341-4345 FAX042-343-5374 平成29年11月発行

小平・村山・大和衛生組合



特集号
No. 44

小平・村山・大和衛生組合は、3市のごみを処理している清掃工場です。

(仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画(案)がまとまりました

衛生組合では、小平市、東大和市、武蔵村山市の3市から排出される可燃ごみの焼却処理と、不燃ごみ・粗大ごみの破碎・選別処理を、衛生組合の敷地内にあるごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設で行っています。現在の施設は、いずれも稼働開始から30~40年を経過し、すでにごみ処理施設の一般的な稼働年数を超えていることから、今後のごみ処理に支障が生じることがないよう、新たな施設の整備が喫緊の課題となっています。

このような中、衛生組合では、これまでにお知らせしてまいりましたとおり、資源物中間処理施設については平成31年度(2019年度)、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設については平成32年度(2020年度)からの稼働に向けて整備事業を進めているほか、既存ごみ焼却施設に代わる(仮称)新ごみ焼却施設(以下「本施設」といいます。)の整備に必要な基本事項を定める「(仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画」の策定を進めています。本計画の策定にあたっては、「小平・村山・大和衛生組合のごみ処理事業に関する連絡協議会」及び「新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会」を開催して、ご意見をいただきながら進めています。

このたび、「(仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画(案)」をまとめましたので、その概要についてお知らせします。



<写真：衛生組合(小平市中島町2-1)を撮影>

(仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画(案)の概要について

●施設設備に係る基本事項

1 整備方針

本施設は、「周辺環境と調和し、地域に親しまれ、市民から信頼されるごみ処理施設」を目指し、以下の6つの整備方針に基づき整備を進めます。

整備方針

- 「安全・安心かつ安定的に処理が可能な施設」
 - 事故やトラブル等が少ない安全性・信頼性の高いシステムを選定し、安心かつ安定的に処理ができる施設とします。
 - 災害発生時にも安定的な処理を継続できる強靱性を有し、災害時に発生する廃棄物の処理を行うことができる施設とします。
- 「環境に配慮した施設」
 - 信頼性の高い公害防止設備を導入し、環境保全対策の充実を図り、周辺環境に影響を及ぼすおそれのない施設とします。
 - 敷地内の緑化や建物のデザインに配慮し、周辺の景観や、歴史的・自然的資源である玉川上水緑道との調和がとれた施設とします。
 - 循環型社会形成の推進に配慮し、焼却処理により発生した熱エネルギーを効率的に回収して有効活用できる施設とします。
- 「市民に親しまれ、地域に貢献できる施設」
 - 地域住民をはじめ、市民が集い、憩うことができ、親近感を持てる施設とします。
 - 施設見学や環境学習等を通じ、環境教育・学習の拠点となる施設とします。
 - 災害時に市民の支援が行えるなど、地域防災に貢献する施設とします。
- 「工事期間中のごみ処理支援量の削減」
 - 工事期間中に他団体へ処理を依頼するごみ処理支援量については、ごみ焼却施設の能力を最大限に活用しながら整備することにより、最少化を図ります。
- 「地域住民との信頼関係の継続」
 - 永年培ってきた地域住民との信頼関係を大切にし、連絡協議会をはじめ、市民のご意見をうかがいながら、本施設の整備及び運営を行います。
- 「経済性に優れた施設」
 - 上記に掲げる方針を踏まえた上で、建設・維持管理費の縮減に努めます。

2 処理対象物

本施設は、可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ破砕残さを処理対象物とします。
【不燃・粗大ごみ破砕残さ】

(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設では、埋立処分量の削減、リサイクル率の向上(資源化)等を目的として、不燃ごみ及び粗大ごみから小型家電や危険物・有害物を手選別で取り除いた後、破砕処理を行い、鉄・アルミを資源化します。この残りを不燃・粗大ごみ破砕残さといえます。

3 建設予定地

本施設は、ごみ処理の安定性の確保とごみ処理支援量の削減を図るため、処理能力の大きい4・5号ごみ焼却施設を稼働させながら、3号ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設等を解体し、その跡地に建設します。なお、現粗大ごみ処理施設については、隣地の小平市清掃事務所用地(約3,690㎡)に、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設を先行して整備します。また、こまればの足湯は既存施設への給湯配管の改修等を行います。



4 施設規模

本施設の規模は、3市の一般廃棄物処理基本計画(平成29年度策定予定)をもとに、3市のごみ減量施策や災害廃棄物の処理を勘案し、過大な規模とならず、平常時においても安定的な操業が確保できる規模として、表のとおり設定しました。

施設規模	236t/日(1炉あたり118t/日×2炉)
施設規模の考え方	平常時の計画年間日平均処理量(164.27t/日)に、災害廃棄物の処理量(平常時ごみ量の10%)を加え、焼却炉の定期点検・補修等による停止期間を考慮して設定

5 公害防止基準

本施設の公害防止基準は、以下のとおり設定します。

(1) 排ガス

排ガスについては、大気汚染防止法等により排出基準が定められています。本施設では、法令等による規制値より厳しい自主基準値を表のとおり設定します。さらに、本施設の稼働においては自主基準値より厳しく運転管理値を定め、これを目標として運転管理を行うなど、環境対策を充実します。また、排ガス状況表示盤を道路から見やすい位置に設置し、自主基準値及び測定値を表示するとともに、ホームページ等で積極的に情報を公開します。

項 目	法規制値*1	自主基準値	既存施設の基準値(参考)	
ばいじん	g/m3N	0.04	0.01	0.02
塩化水素	ppm	430	10	150
硫酸酸化物	ppm	約850(K値規制)※2	10	45
窒素酸化物	ppm	250	50	125
ダイオキシン類	ng-TEQ/m3N	0.1	0.1	0.5
水銀*3	μg/m3N	30	30	-

値は酸素濃度12%換算値です。
※1：大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法
※2：環境基準が達成されるよう排ガスが地上に到達する最大の濃度を制限し、この指標として地域毎にK値が定められています。硫酸酸化物の許容排出量は煙突の高さ、排ガス量、K値等から算出されます。当地域のK値は6.42。本計画概要から算出した濃度は約850ppmと試算されます。
※3：水銀の法規制値は平成30年4月1日施行。

(2) 騒音・振動

本施設の操業に伴う騒音及び振動は、敷地境界線において、法令に基づく規制値を順守するものとします。
〈表 騒音の公害防止基準値(敷地境界基準)〉

昼間	朝・夕	夜間
8時～20時	朝:6時～8時 夕:20時～23時	23時～6時
50 dB以下	45 dB以下	45 dB以下

(3) 臭気

本施設の操業に伴う悪臭は、法令に基づく規制値を順守するものとします。
〈表 悪臭の公害防止基準値〉

敷地境界線(第1号規制基準)	気体排出口(第2号規制基準)	排水(第3号規制基準)
臭気指数*1 12以下	臭気排出強度*2	臭気指数 28以下

*1 臭気指数：人間の感覚で臭気を感じてなくなるまで希釈した場合の倍数を臭気濃度といい、この臭気濃度を人間の感覚量に換算したものです。臭気指数＝10×L o g(臭気濃度)
*2 臭気排出強度：排出口から排出された臭気が地表に着地したときに、敷地境界線に規制される臭気指数を満足するよう排出口において規定される臭気量(mN/分)のことをいいます。

●災害発生時及び地域要望等への対応

1 強靱性の確保及び地域への貢献

国の「廃棄物処理施設整備計画」では、災害対策を強化するため、地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保します。

機 能	内 容
耐震性	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアルに準じ、建築基準法等の関係基準等に基づくものとします。
始動用電源、燃料保管設備	①受電系統の事故や災害等により商用電力が絶たれた緊急時において安全に炉を停止するとともに、災害発生後の迅速な再開のため、商用電力が断たれた場合にも施設を起動できる非常用発電機を設置します。 ②燃料については、緊急時の炉停止時に要する数量を保管します。
薬剤等の備蓄倉庫	①薬剤の補給ができなくても運転が継続できるよう、7日分以上の薬剤を貯蔵できるものとします。 ②水については、既設2号井戸(撤去する場合は代替井戸を整備)により災害時でも取水できるものとします。

2 地域防災への貢献

本施設は、地域防災への貢献として、小平市の各種防災に関する計画等と整合を図りながら計画します。
〈表 地域防災への貢献として考えられる項目〉

項 目	内 容
一時的な避難者の受入れ及び周辺地域への対応	①本施設内の会議室や見学者施設の開放 ②水、温水の提供…本施設敷地内やこまればの足湯に、井戸水(飲用不可)及び温水を提供します。 ③風呂、シャワー、トイレの利用…本施設内設備を利用して風呂、シャワー、トイレが利用できるようにします。 ④電源の確保…商用電力復旧前においては非常用発電機により、災害情報の発信、施設内照明や構内の街路灯、携帯電話充電、冬季の暖房等の電源を確保します。焼却炉起動後は発電電力により必要な電力を確保します。構内の街路灯は太陽光パネル付も検討します。 ⑤当面の飲料水・食糧の提供
災害情報の提供	排ガス状況表示盤を各種情報発信可能なものとし、テレビ放送やMCA無線により取得した災害情報等を表示可能とします。また、W i f i アクセスポイントを設置します。
防災カメラ	必要に応じ煙突等への設置を検討します。

3 情報公開及び地域要望等への対応

本施設の整備・運営にあたっては、地域住民及び3市市民との信頼関係の維持・向上を図るため、双方向に情報交換が可能なコミュニケーション機会を創出します。また、周辺環境と調和した施設を計画するとともに、地域防災への貢献を積極的に行います。

項 目	内 容
情報の公開	整備期間中は、工事の進捗状況や環境調査の結果などを公開します。また、排ガス状況表示盤を道路から見やすい位置に設置し、自主基準値及び測定値を表示します。あわせて、施設の維持管理状況等についてホームページ及び広報「えんとつ」で分かり易く公開するなど、積極的に情報を公開します。
連絡協議会	永年培ってきた地域住民・市民との信頼関係を継続するため、地域の皆様との意見交換の場である連絡協議会を引き続き開催します。
地域との交流	工事状況等により、休止又は縮小することはありますが、工事期間中もえんとつフェスティバルを引き続き開催できるように努めます。周辺自治会等の開催行事に積極的に参加し、地域に根差した交流に努めます。会議室や展示スペースを環境学習の場として活用し、地域の交流の場となるように努めます。
こまればの足湯	工事状況等により、休止又は縮小することはありますが、工事期間中もこまればの足湯は稼働できるように努めます。より一層快適に利用いただけるよう努めます。
地域防災への貢献	「地域防災への貢献」の内容を検討する他、地域住民の要望等について真摯に対応します。
周辺環境対策	工事の施工及び施設の稼働に伴う大気、騒音、振動及び悪臭の環境への影響を極力防止します。また、交通安全に十分配慮して事業を進めます。
配置計画、建物外観等の配慮	配置計画にあたっては、極力オープンスペースを設け、周辺の自然景観と調和した緑化やイベント開催エリア等の配置に配慮し、憩いや交流の場を創出します。また、施設建物は玉川上水や野火止用水の歴史的な景観や武蔵野の面影を残す雑木林などに調和したデザイン、色彩に配慮します。

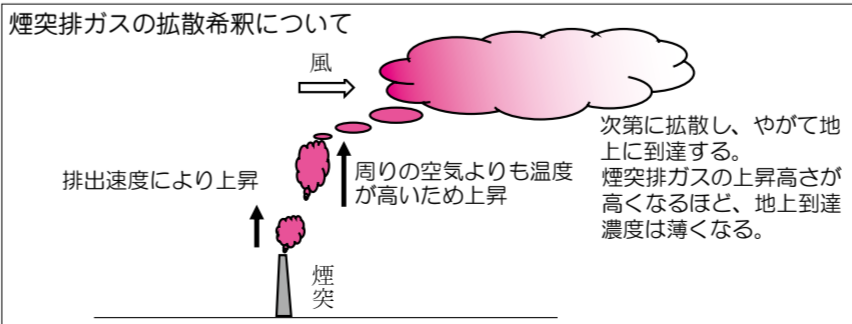
●焼却方式等及びプラント設備

1 焼却方式及び焼却炉の炉数

本施設の施設規模に該当する一般廃棄物の焼却方式については、ストーカ式と流動床式がありますが、2つの方式の比較・評価した結果、いずれの方式でも要件を満たしているため、競争性が確保されるよう1つの方式に限定せず、メーカー提案により選定するものとします。また、焼却炉の炉数は、敷地条件を踏まえ2炉とします。

2 プラント設備

本施設では、ごみ焼却熱を有効利用するため、ボイラで熱を吸収し、発生した蒸気は、発電や場内及びこまればの足湯に活用します。発電電力は、本施設、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設及びこまればの足湯の全ての電力を賄うとともに、余剰電力を電力会社に売却します。



排ガス中のばいじん、窒素酸化物、硫酸酸化物、塩化水素などの有害物質は、ろ過式集じん器及び脱硝設備を設け、薬剤を噴霧することにより除去します。

煙突は、ごみの焼却により発生する排ガスを大気に排出し、拡散希釈して環境影響を防止するために設置します。

煙突高さを既存3号ごみ焼却施設と同じ59.5mとした場合と、100mの場合について、自主基準値の濃度の物質が煙突から排出されると仮定して、拡散計算を行い、生活環境への影響も比較しました。あわせて、景観への影響とコストについて比較した結果は以下のとおりです。

項 目	59.5m	100m
生活環境への影響	環境基準等を下回り、影響は十分に小さい。また、大気中の濃度を計測しても両者の差を識別できるほどの濃度差ではない。	
景観への影響	・航空障害灯不要 ・圧迫感等の影響は少ない	・航空障害灯必要 ・圧迫感等の影響は大きい
その他	60mを超える煙突は、建物と一体化が困難であるため独立煙突となり、コストは上昇する。	

*地上到達濃度は煙突高さ100mに比べ、59.5mの場合は約2倍、希釈濃度は約2分の1となりますが、大気中の物質を安定した精度で測定することができる濃度は小数点第3位程度とされており、両者とも地上到達濃度は小数点第4位以下となっています。

煙突高さについては、生活環境への影響、景観への影響、コストの要因を踏まえ、既存3号ごみ焼却施設と同じ「59.5m」を基本とします。ただし、周辺の高い建物や煙突自身により発生する風の渦や下降気流により短期的に物質濃度が上昇する場合も想定されるため、短期的な影響について、別途実施する環境影響評価の中で風洞実験等により検証し、必要に応じて見直すこととします。

●土木建築計画

土木建築計画は、以下のとおりとします。

名 称	内 容
施設配置計画	・計量は搬入・搬出を行う全車両を対象として、入場時・退場時の2回計量を実施します。 ・建設予定地北側の小平市道第A-1号線に面するエリアの施設設置は、開放的な空間となるように配慮します。 ・場内入口から計量棟までの距離をとり、場内に搬入車両の待機スペースを確保します。 ・管理棟は別棟を基本としますが、工場棟と一体化することについても引き続き検討することとします。工場棟と別棟とする場合は連絡通路を設けます。煙突は、工場棟と合棟を基本とします。 ・市民と交流が図れるイベントエリアの確保、地域防災等の機能に応じた配置を計画します。 ・災害廃棄物等の一時貯留を行うストックヤードを設けます。
動線計画	・場内出入口は、小平市道第A-1号線に面する直線部の見通しの良い交通安全が確保できる位置に設け、一般車両、自転車及び歩行者など、地域住民の安全性に十分配慮した計画とします。 ・構内の歩行者動線は車両動線と極力交差ししないよう計画し、交差せざるを得ない箇所には横断歩道や車両の一時停止表示を設置するなど、安全に配慮した計画とします。 ・搬出入車両の円滑で安全な通行、施設の点検・補修の容易性、機器の搬出入や大規模修繕への対応を考慮した計画とします。
外構計画	・門、塀については、周辺道路を走行する一般車両からの視界の妨げにならないよう意匠に配慮し、交通安全を図ります。 ・小平市道第A-1号線と小平市道第A-3号線の交差点については、見通しに十分配慮します。 ・乗用車やバス等を利用する来場者の安全に配慮した駐車スペース及び乗降場所を設定します。駐車台数は東京都駐車場条例等に基づくものとし、車いす対応の駐車場も設けることとします。 ・建物や車両動線を除くエリアは、極力緑化を図ります。
構造計画	・本施設については、周辺道路を走行する一般車両からの視界の妨げにならないよう意匠に配慮し、交通安全を図ります。 ・本施設は、明るく清潔なイメージを図りつつ、施設運営、施設見学、市民との交流・イベント、地域防災等の機能に応じて計画します。 ・見学者が施設を安全に楽しく、また、分かり易く見学できるよう、模型展示や施設内部が見える工夫などを行います。
建築平面・断面計画	・見学者動線は、本施設のほか、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設及びこまればの足湯を含めて検討し、小平市福祉のまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインを取り入れた計画とします。 ・ごみの受入や処理、搬出作業はすべて建物内で行い、建物内の気密性を保ち、外部への影響を防止するよう計画します。
建築デザイン計画	・大地震等の災害発生時に一時的な避難者の受入れを行い、本施設内の会議室や見学者施設の開放、本施設内設備を利用した風呂、シャワー及びトイレの利用並びに水・温水、電気及び情報の提供等を計画します。 ・玉川上水や野火止用水の歴史的な景観や武蔵野の面影を残す雑木林などの調和に配慮して計画します。 ・玉川上水側は、外壁の分節化やペランダ緑化等により圧迫感を和らげる計画とします。 ・東京都景観条例の玉川上水景観基本軸や小平市風致地区条例等に基づく計画とします。

